

岩倉市狂犬病予防運営要綱

岩倉市狂犬病予防運営要綱（平成12年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩倉市が行う狂犬病予防の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 犬の所有者は、法第4条第1項の規定に基づき、犬の登録申請をするものとする。

2 前項に基づく犬の登録申請は、犬登録申請書（様式第1）によるものとする。

（登録）

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、法第4条第2項に規定する登録原簿（様式第2）に登録し、その犬の所有者に犬鑑札を交付する。

（鑑札）

第4条 前条に規定する犬鑑札（様式第3。以下「鑑札」という。）は、規則第5条第1項ただし書の規定に基づき、市長が定めるものとする。

（鑑札の再交付）

第5条 規則第6条第1項の規定による鑑札の再交付の申請は、犬鑑札再交付申請書（様式第4）によるものとする。

（犬の所在地等変更届）

第6条 規則第9条の規定による犬の登録事項の変更の届出書は、犬の

所在地等変更届（様式第5）によるものとする。

2 市外からの犬の所在地等変更をしようとする者は、犬の旧所在地の市町村長が交付した鑑札を前項の届出書に添付するものとする。

（再登録）

第7条 市長は、前条の規定により犬の所在地等変更届があったときは、規則第6条の規定により鑑札を再交付する。ただし、市外からの犬の所在地等変更届についてのみ適用する。

2 市長は、市外から犬の所在地等変更届があったときは、犬の所在地等変更通知書（様式第6）により旧所在地の市町村長に通知する。

3 犬の新所在地の市町村長から通知を受けたときは、当該犬の原簿の帳票（様式第7）を、当該通知をした市町村長に送付し、当該犬の原簿に所在地変更の処理をして登録を削除するとともに、原簿を1年間保管する。

（予防注射）

第8条 市長は、法第5条の規定に基づき、予防注射を実施し、予防注射を受けた犬の所有者に狂犬病予防注射済票を交付する。

（狂犬病予防注射済票）

第9条 前条に規定する狂犬病予防注射済票（様式第8。以下「注射済票」という。）は、規則第12条第3項ただし書の規定に基づき、市長が定めるものとする。

（注射済票の再交付）

第10条 規則第13条第1項の規定による注射済票の再交付の申請は、狂犬病予防注射済票再交付申請書（様式第9）によるものとする。

（犬の死亡届）

第11条 規則第8条第1項の規定による犬の死亡の届出書は、犬の死亡届（様式第10）によるものとする。

2 前項の届出には、鑑札及び注射済票を添付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

(犬の所在不明届及び海外渡航届)

第12条 登録された犬が所在不明になったときは、犬の所在不明届(様式第11)により届け出るものとする。

2 登録された犬が長期海外渡航するときは、犬の海外渡航届(様式第12)により届け出るものとする。

(登録抹消願)

第13条 所有者が所在不明犬又は海外渡航犬の登録を削除することを希望する場合は、登録抹消願(様式第13)により処理することとし、当該犬の原簿を1年間保管する。

(手数料の徴収)

第14条 この要綱に定める手数料の徴収は、岩倉市手数料条例(平成12年岩倉市条例第7号)によるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(鑑札に関する経過措置)

2 改正後の岩倉市狂犬病予防運営要綱第4条の規定は、平成22年4月1日以後に交付する鑑札から適用し、同日前に交付する鑑札については、なお従前の例による。